

裁 判 所	東京地方裁判所
事 件 番 号	平成31年（ワ）第6071号
事 件 名	所有権確認請求事件
判決年月日	令和4年4月15日
判 示 事 項	<p>1 不動産登記の表題部及び権利部甲区欄に所有者が明記されていない土地の登記簿上の地上権者が、国が元所有者であることを前提に、当該土地の地上権はいわゆる永代借地権であり、昭和17年に勅令によって所有権に転換した等として、国に対し当該土地の所有権を有することの確認を求める訴えにつき、国が、当該土地について、所有権等の法律上の利益の存在を主張しておらず、また、当該土地のかつての所有者であったとも認められないなどの事情の下では、確認の利益を欠くとされた事例</p> <p>2 国を被告とする土地の所有権確認訴訟につき、国が、当該土地について、所有権等の法律上の利益の存在を主張しておらず、また、当該土地のかつての所有者であったとも認められない場合における当該訴訟の勝訴判決は、不動産登記法74条1項2号の確定判決には該当しないとされた事例</p>
判 決 要 旨	<略>
事案の概要	<p>本件は、X<sub>1</sub>らが、不動産登記の表題部及び権利部甲区欄に所有者が明記されておらず、権利部乙区欄にX<sub>1</sub>らが地上権者として記載されている土地（以下「本件土地」という。）につき、本件土地がかつて横浜に存在した外国人居留地の一部であり、明治8年に国が横浜にある外国人居留地を一括して買い上げたことにより、本件土地を含む横浜にある外国人居留地の土地は、全て国が所有することになったとして、国が元所有者であることを前提に、上記の登記上の地上権はいわゆる永代借地権であり、昭和17年に勅令によって所有権に転換したものである、又はX<sub>1</sub>らが本件土地を時効取得したと主張して、国に対し、X<sub>1</sub>らが本件土地につき各2分の1の共有持分権を有することの確認を求めた事案である。</p>
訟 務 月 報	68巻6号